

令和 7 年度
新城市第二種特定鳥獣管理計画
(ニホンジカ) 実施計画

令和 7 年 4 月



新 城 市

令和7年度 新城市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

ページ

1	管理すべき鳥獣の種類.....	1
2	計画の期間.....	1
3	管理すべき区域.....	1
4	現状.....	1
	（1）生息環境と土地の利用状況.....	1
	（2）生息状況.....	2
	（3）被害の状況.....	2
	（4）対策の実施状況と評価.....	4
5	評価.....	7
6	管理の目標.....	8
	（1）エリア区分.....	8
	（2）目標.....	10
	（3）目標を達成するための施策の基本的考え方.....	10
7	数の調整に関する事項.....	11
	（1）前提.....	11
	（2）捕獲計画.....	11
	（3）計画を達成するために実施する対策.....	12
	（4）メスジカの捕獲促進.....	12
8	被害防除対策に関する事項.....	12
	（1）実施計画.....	12
	（2）計画を達成するために実施する対策.....	13
9	生息環境管理に関する事項.....	13
	（1）実施計画.....	13
	（2）計画を達成するために実施する対策.....	14
10	その他の管理のために必用な事項.....	14
	（1）実施計画の実施体制.....	14
	（2）市街地出没への対応.....	15
	（3）錯誤捕獲の防止に係る対応.....	16
	（4）感染症への対応等及び安全対策に関する配慮.....	16
	（5）ジビエの振興等活用策.....	17

令和 7 年度新城市第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和 3 年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus Nippon*)

2 計画の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、市内全域（旧新城市（以下「新城地区」という。）、旧鳳来町（以下「鳳来地区」という。）及び旧作手村（以下「作手地区」という。））とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

ニホンジカの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表 1 及び表 2 に示す。

新城地区は中山間地域であり、水田が多いため、山に隣接した里山から水田への出没が多い。

鳳来地区は山村地域であり、山あい民家が点在し、その周りに小規模な田畑があり、被害を受けやすい。

作手地区は山村地域ではあるが、標高が高い割には平坦地で水田の面積が多いため、水稻の被害が多い。

市内の土地利用状況で農地の占める割合は 5.4%程度であり、中山間地域及び里山の農地は、市内を流れる豊川の流域にある山に接した農地がある一方、山間の谷間を開墾した谷津田（やつた）や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、ニホンジカの被害を受けやすい形態をしている。山林隣接地は耕作が放棄され、その後に植林されたものの手入れできなくなっており、ニホンジカが好む温床となっている。このため、山林隣接地においてニホンジカによる農林作物被害の増加が報告されている。耕作放棄地の増加は、ニホンジカの個体数増加及び分布域拡大を助長しており、ニホンジカによる農林作物被害を増加させている要因と考えられる。

表1 林種別森林等面積

単位：ha

	総数	針葉樹		広葉樹		竹林		無立木地	
新城市	40,567	31,707	78.2%	8,378	20.6%	146	0.4%	336	0.8%

出典：2022年度 愛知県林業統計書（愛知県農林基盤局林務部林務課）

＊ 調査方法が異なるため下記の森林面積とは一致しない。

表2 土地利用面積（地目別）

単位：ha

	行政面積	農用地		森林		その他	
新城市	49,923	2,710	5.4%	41,412	83.0%	5,801	11.6%

出典：2023年版 土地に関する統計年報（愛知県都市交通局都市基盤部都市計画課）

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンジカの分布域は、図1のとおり。新城市では、ほぼ全域に分布していることが確認できる。

また、愛知県内の令和5年度末における生息数は20,041頭（中央値）である。新城市における正確な生息数は不明であるが、図2の生息密度分布図によると、鳳来地区の北西部及び作手地区の全域で生息数が増加傾向であり、目撃情報が少なかった鳳来地区の中部周辺においても、近年、住民や地元猟友会から多くの目撃情報が寄せられている。

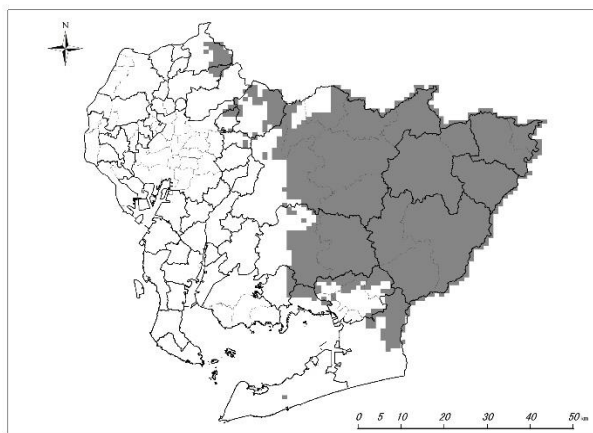


図1 愛知県における分布域（R2年度）

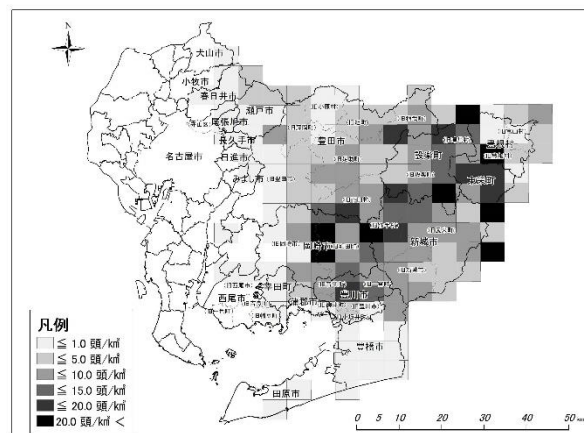


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度（R5年度）

（3）被害の状況

対象区域における令和3年度から令和5年度までの被害状況を表3に示す。被害面積は4.2ha～14.4ha、被害量は11.9t～13.3t、被害金額は1,712千円～3,091千円と年度によってばらつきがある。令和4年度に被害量、被害金額において一旦減少したが、令和5年度は被害量、被害金額において増加という結果となった。また、特に被害が大きい作物として、新城地区、鳳来地区では稲、作手地区においては飼料作物となっている。

なお、数値については、各年度とも調査精度が低いため、実際は数倍程度の被害があるものと推測される。

表3 新城市における被害の状況

	R 3 年度			R 4 年度			R 5 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
新城地区	5.8	5.4	1,043	5.9	3.9	770	2.6	7.9	1,536
鳳来地区	1.5	1.1	215	1.7	1.0	206	0.6	1.2	1,067
作手地区	6.9	6.8	1,013	6.8	7.0	736	1.0	3.1	488
計	14.2	13.3	2,271	14.4	11.9	1,712	4.2	12.2	3,091

出典：新城市農業課調べ

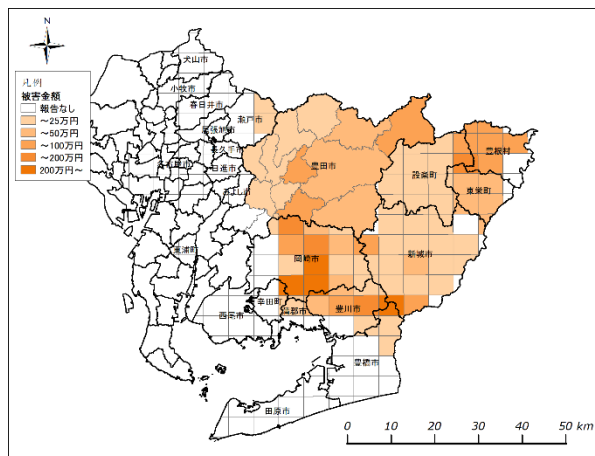


図3 愛知県における農業被害額（R5年度）

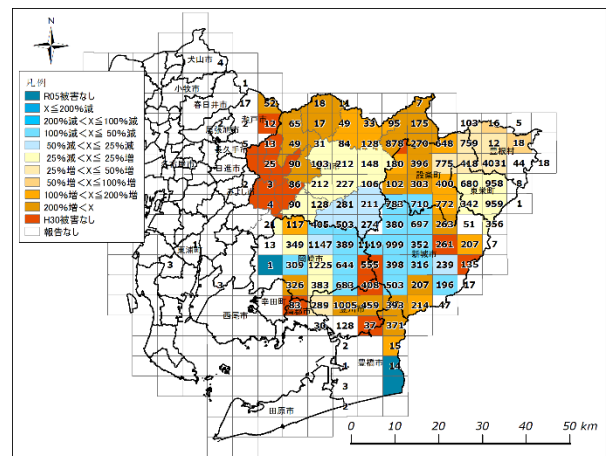


図4 愛知県における農業被害額の変化（H30→R5年度）

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和5年度の捕獲分布図は以下のとおり。

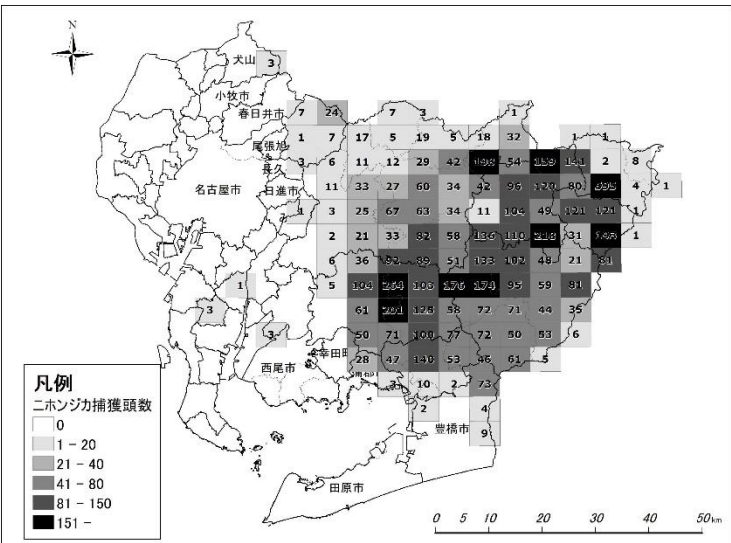


図5 愛知県における捕獲分布図（R5年度）

市内の個体数調整等による捕獲数を表4に示す。

表4 新城市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
新城地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	33	32	57	46	75
		罾	192	220	179	194	166
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	111	125	111	124	123
		雌	114	127	125	116	118
鳳来地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	143	104	131	101	83
		罾	305	351	442	535	578
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	224	226	289	340	364
		雌	224	229	284	296	297
作手地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	82	139	219	148	133
		罾	317	332	337	331	433
	捕獲頭数 (雌雄別)	雄	188	223	207	217	255
		雌	211	248	349	262	311

イ 被害防除に係る対策

ニホンジカの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵、防護柵（ワイヤーメッシュ柵）の設置が各々の地域の状況に応じて実施されている。

表5 新城市における防除対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
新城地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵（イシ柵）	—	—	—	—	—
	防護柵（イシ・沓柵※）	実施	実施	実施	実施	実施
	複合柵（防護柵＋電気柵）	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—
鳳来地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵（イシ柵）	—	—	—	—	—
	防護柵（イシ・沓柵※）	実施	実施	実施	実施	実施
	複合柵（防護柵＋電気柵）	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—
作手地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵（イシ柵）	—	—	—	—	—
	防護柵（イシ・沓柵※）	実施	実施	実施	実施	実施
	複合柵（防護柵＋電気柵）	—	—	—	—	—
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—

※嵩上げ含む。

ウ 生息環境管理に係る対策

環境管理として藪の刈り払い、未収穫農作物の回収が各々の地域の状況に応じて実施されている。

表6 新城市における生息環境管理対策の実施状況

		R2	R3	R4	R5	R6 (見込)
新城地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—
鳳来地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—
作手地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—

5 評価

現在のところ、銃及び罠による捕獲と防護柵による防除は「効果あり」、電気柵による防除は「非常に効果あり」と評価されており、両方を組み合わせた被害防除が、より効果的である。

電気柵については、コスト面での負担が大きいため、市としては電気柵の設置者に対し補助をしている。また、今後に向けた課題として、捕獲従事者の養成や集落への指導等、地域内での連携及び意思統一が必要となっている。

表7 新城市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策					
		銃	罠	防護柵	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・シカ用)	複合柵 (防護柵+電気柵)	電気柵	その他 (内容)
新城地区	増加傾向	○	○	△	—	○	—	◎	—
鳳来地区	増加傾向	○	○	△	—	○	—	◎	—
作手地区	減少傾向	○	○	△	—	○	—	◎	—

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
新城地区	○	△	—
鳳来地区	○	△	—
作手地区	○	△	—

- ※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。
- ※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、環境省のガイドラインに示された類型区分の考え方を参考に、ニホンジカの分布、生息動向、各種被害の状況等に基づき5つ(IからV)に類型区分を行い、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

新城市は、類型Ⅲ～Ⅴに該当する。類型Ⅲ～Ⅴの区分は、ニホンジカが高密度に生息している地域を含むため、他地域へのニホンジカの供給源となり得る。そのため、当該区域では、積極的な捕獲により生息数及び生息密度の低減を図るとともに、農林業被害の減少に重点を置き、被害防除、生息環境管理の対策についても強化する。また、ニホンジカの従来からの生息地でもあるため、生息数の動向に注視するとともに、個体群の長期にわたる安定的な維持に必要な環境の確保を図っていく。

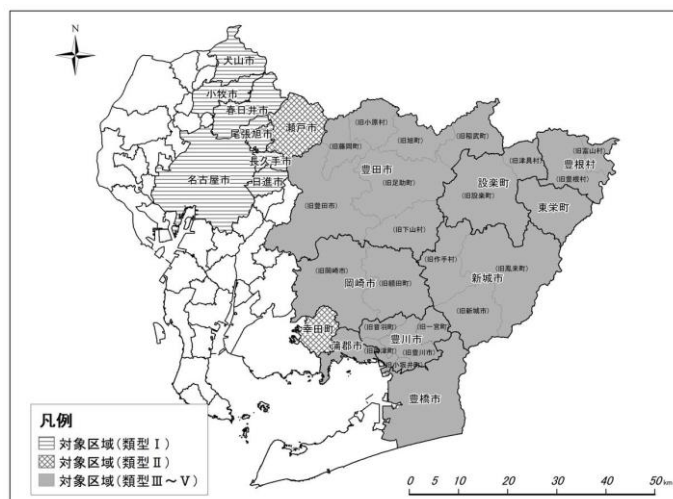


図6 対象区域及び類型区分

表 8 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

類型	分布状況	生息状況	被害状況等	目指すべき状態及び留意すべき点
I	・長らくニホンジカが分布していなかった地域	・分布は確認されているが定着は確認されていない。 (メスが確認されていない)	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。	・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、Ⅱへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、Ⅰ～Ⅱの状態維持を目指す。
Ⅱ		・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・Ⅲの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。	・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。	・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、ⅡからⅢへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・ⅡからⅢへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、Ⅱへの状態回復を目指す。 ・ⅡからⅢは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。
Ⅲ	・従来からニホンジカが分布している地域	・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。	・ⅢからⅣへの移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。
Ⅳ		・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断)	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、ⅣからⅤへの移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。
Ⅴ		・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。	・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。	・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Ⅴから長期的な目標状態への移行を見誤って再びⅢの状況に至ってしまうことは問題をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・2021（令和3）年）」

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	推定生息数→10,000 頭に減少させる
生息密度の低減	生息密度 5 頭/km ² 以上のメッシュ数 → 3 割減少させる (2020 年度比)
分布の拡大防止及び縮減	—
農林業被害の未然防止又は減少	農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況
生態系被害の未然防止又は減少	—

新城市は、類型Ⅲ～Ⅴに該当するため、適切な被害防除対策を実施するとともに、狩猟を有効に活用し、効果的な個体数調整を行うことにより、農林業被害の減少及び自然植生への影響の軽減を図る。また、ニホンジカの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とニホンジカとの適切な関係を構築する。

県東部に位置する本宮山及び茶臼山周辺山間地域は、ニホンジカの主な生息地であり、個体群の長期にわたる安定的な維持に必要な広がりと環境の確保を図りつつ、中山間地域の農林業被害防止等の徹底を図る。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

ア 順応的管理

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、目標を達成するために、次の施策を推進するとともに、その効果をモニタリングし、評価し、必要に応じて次年度の施策の見直しを行うこととする(図7参照)。

また、捕獲目標についても施策の実施状況及びモニタリング結果を踏まえ、順応的に見直しを行うよう県に求めていくこととする。

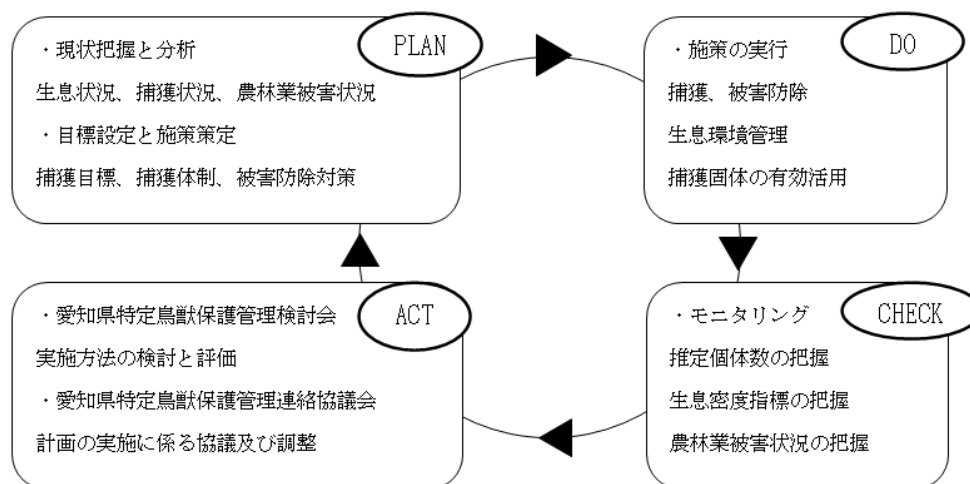


図7 順応的管理の概念図

イ 地区に合った活動への取り組み

鳥獣による被害対策は、捕獲、被害防除対策、生息環境整備等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市内全域の保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知等することで、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。

ウ 農林業被害等の未然防止対策

次の対策を実施し、被害の未然防止に努める。

- ・加害個体を中心とした捕獲や追払いに努める。
- ・農地等への侵入を防ぐため、柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- ・農地周辺の藪の刈り払いの実施や未収穫物、生ごみ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる環境管理を実施するように各集落への指導を行う。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、県内全体で毎年度 6,000 頭以上捕獲することとしている。

(2) 捕獲計画

捕獲圧の調整

地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害防止等を図るため、個体数調整を行う。なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体等を中心に捕獲を実施する。

捕 獲 目 標
本宮山周辺地域個体群の一定数を長期にわたり維持しつつ、農林業被害等の未然防止又は被害を出さないための個体数調整を行う。

表9 新城市における令和7年度の捕獲計画（案）

単位：頭

	捕獲手法別		雌雄別		合計
	銃	罠	雄	雌	
新城地区	60	240	160	140	300
鳳来地区	100	600	370	330	700
作手地区	160	340	230	270	500
計	320	1,180	760	740	1,500

個体数調整を実施し、防除対策の充実を図ることで、農林業被害は減少傾向にある。引き続き、特に農業被害の多い春から夏にかけての捕獲数増を目指す。

令和5年度までの捕獲実績及び令和6年度の捕獲見込みを考慮し、令和7年度は、引き続き猟期中も個体数調整を行い、1,500頭を捕獲目標とし、被害の減少を目指す。

(3) 計画を達成するために実施する対策

○市内全域において捕獲を強化する。

○最適な捕獲数の検討

捕獲従事者等の協力を得て前年度の捕獲数、捕獲場所、捕獲時期、捕獲個体の性別等を把握する。なお、ニホンジカについては、捕獲効率（CPUE）、農林業被害量等の状況を把握しながら生息数の増減を推定する。

これにより最適な捕獲数を検討し、必要に応じて捕獲目標数の見直しを行う。

(4) メスジカの捕獲促進

従来、確認が容易であることや捕獲実施者の狩猟の習慣などから、オスジカのほうが捕獲されやすい状況にある。一夫多妻制のニホンジカでは、繁殖率を低下させるため、いかにメスジカに高い捕獲圧をかけるかが重要になるが、本計画に基づく個体数調整の目的で捕獲を行うにあたり、本市では、ニホンジカの個体数が絶対的に多いことや、メスジカの捕獲を促進することで、捕獲現場に混乱をきたす恐れがあることから、雄雌に関わらず高い捕獲圧をかけることとする。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

銃及び罠による捕獲と防護柵及び電気柵の両方を組み合わせた被害防除が、より効果的であるため、引き続き推進していく。

「非常に効果あり」と評価されている電気柵については、引き続き設置者に対する補助を実施していく。

また、捕獲従事者の養成、集落への指導等についても継続して行っていく。

表 10 新城市における令和 7 年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策					
	防護ネット	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・ シカ用※)	複合柵 (防護柵 +電気柵)	電気柵	その他 (内容)
新城地区	実施	—	実施	—	実施	—
鳳来地区	実施	—	実施	—	実施	—
作手地区	実施	—	実施	—	実施	—

※嵩上げ含む。

（２）計画を達成するために実施する対策

農家、農協、林業家、森林組合の連携により、最適な防除対策を講じる。市及び県は、これを支援する。

9 生息環境管理に関する事項

（１）実施計画

市内における鳥獣保護区は 4 箇所（新城市区域分 2,750ha（1 箇所です市界を越えて指定。設楽町(7ha)は外数。)) が指定されており、その全てにニホンジカは生息している。

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐や除伐等の適正な維持管理を行うことにより、樹種及び林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林での生息可能な環境が整備される。

農地、集落周辺における耕作放棄地、藪・雑草地等は、草地化してニホンジカに餌場を提供することになるとともに、ニホンジカが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、土地管理者や農家は藪の刈り払い等の適正な管理に努める。

これらの環境整備を進め、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることで、人の生活圏とニホンジカの行動圏との分離に努める。

表 11 新城市における令和 7 年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
新城地区	実施	実施	—
鳳来地区	実施	実施	—
作手地区	実施	実施	—

（２）計画を達成するために実施する対策

ニホンジカを寄せ付けないための藪の刈り払い、未収穫農作物の回収などの環境管理は、被害者、地域住民及び関係団体等が一体となって行う。

また、市及び県による森林の管理にあたっては、間伐を実施するなどの野生生物の生息環境の整備に配慮した事業を行う。

10 その他の管理のために必要な事項

（１）実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

計画作成体制

市を中心に利害関係者、関係団及び関係機関が協議して実施計画を作成する。

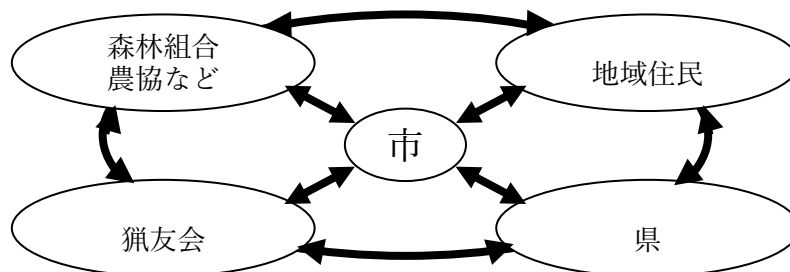


図8 計画作成の協議イメージ

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

状況の把握収集体制

○ 被害状況

・ 農林業被害

農協、農家、森林組合、林業者、地域住民が被害状況を把握し、市(農業課又は森林課)に連絡する。

・ 生活環境被害

地域住民、市(農業課)、県、警察などが状況を把握し、市(環境政策課)に連絡する。

○ 捕獲状況

・ 狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容により、県から市に連絡する。

※狩猟実績の集計を市は行わない。

・ 個体数調整による捕獲

市が実施する個体数調整を集計し、市が把握する。

○ 生息状況

県が実施する生息状況調査(概ね5年毎)に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率(CPUE)の変化を、県が市に連絡する。また、地域住民のほか、魚釣りや山菜取り等で地域に入る人から目撃情報等を収集する。

捕獲体制

狩猟者の減少、高齢化が進む中、効率的な捕獲を行う必要がある。このため、被害者、地域住民及び関係団体等が協力して、ニホンジカの出没情報を市及び捕獲者に提供し、効率的な捕獲を支援する。また、銃による捕獲数の大幅な増加は難しいことから、わなによる捕獲についても奨励する。

また、狩猟免許取得に係る講習会費用の一部を補助し、狩猟免許取得の意思がある者に対して支援を行い、捕獲の担い手確保に努める。

平成24年度から鳥獣被害対策実施隊を組織し、緊急性を要する農作物被害情報・出没情報等に対し、速やかな対応を実施している。

(2) 市街地出沒への対応

ア 出沒を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出沒を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出沒した時の対応

突発的な出沒には、出沒地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注

意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

（３）錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、ニホンジカのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、ニホンジカの捕獲場所でイノシシの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたイノシシの放獣は適切ではないことから、イノシシが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

（４）感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症として Q 熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症として E 型肺炎等がある。県及び市は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンジカの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

（５）ジビエの振興等活用策

ニホンジカの捕獲を進める上で、捕獲したニホンジカを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということ、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

このため、各種イベントを通じて、捕獲された個体の獣肉を使用した料理の試食会等を行い、ジビエに関わる取り組みを県内外へ発信し、自然の恵みとして獣肉の消費拡大に努める。2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、ニホンジカを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。